

議案第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年(2017年)11月 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

宝塚市道路占用料徴収条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条中「既に納付した」を「既納の」に、「還付しない」を「、還付しない」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

	占有物件	区別	単位	単価(円)
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,644
	電気事業者が電線を添架する 電話柱	年額	1本	3,096
	電話柱、電話支柱、電話支線 柱及び電話支線	年額	1本	2,412
	認定電気通信事業者が電話線 その他の線類を添架する電柱 又は電話柱	年額	1本	1,608
	その他の柱類	年額	1本	180
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	年額	1基	4,164
	共架電線その他上空に設ける 線類	年額	1メートル	24

	地下に設ける電線その他の線類	年額	1メートル	24	
	路上に設ける変圧器	年額	1基	1,692	
	地下に設ける変圧器	年額	1平方メートル	1,548	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1基	1,548	
	広告塔 直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	月額	1基	3,215	
	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	月額	1基	6,430	
	送電塔	年額	1平方メートル	3,444	
	その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312
		外径が0.20メートル	年額	1メートル	468

	トル以上0.30メートル未満のもの			
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	年額	1メートル	624
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額	1メートル	1,092
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額	1メートル	1,548
	外径が1.00メートル以上のもの	年額	1メートル	3,096
架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	年額	1メートル	468

	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額	1メートル	1,092
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額	1メートル	1,548
	外径が1.00メートル以上のもの	年額	1メートル	3,096
	マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444
	地下埋設管への共同収容ケーブル	年額	1メートル	84
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	年額	1平方メートル	168
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	月額	1平方メートル	129
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	2,904
	道路に接する通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	4,284
	上空に設ける通路（道路に接するものを除く。）その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,904
	地下に設ける通路（道路に接するものを除く。）その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,904

法第32条第1項第6号に掲げる施設	露天、商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	536	
法第32条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積1平方メートル	176
		その他のもの	月額	表示面積1平方メートル	356
		電柱等既設占用物件に添架のもの	月額	1枚	242
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	月額	1枚	121
	乗合自動車停留所標識		年額	1本	2,244
	標柱及び標識類		月額	1本	287
	アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1門	1,206
柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの		月額	1門	2,412	
柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの		月額	1門	3,858	
工事中板囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	月額	1平方メートル	536	
	上空占用物件	月額	1平方メートル	242	

	広告併用街灯	年額	1本	1,044
	車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4,452
	その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536

備考 この表において「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

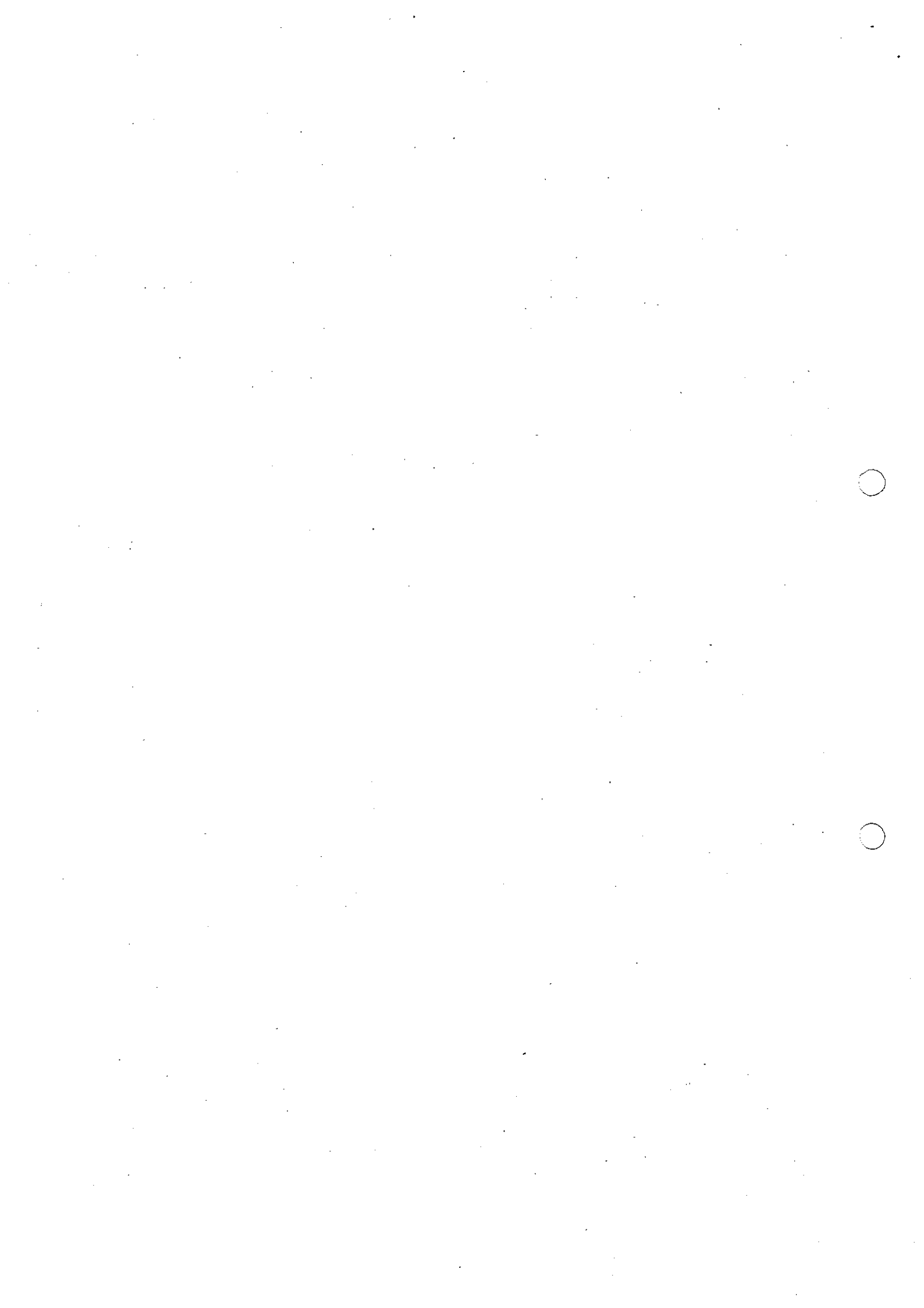
（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市道路占用料徴収条例(昭和39年条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(占用料の不還付)</p> <p>第6条 <u>既に納付した占用料は還付しない。</u> ただし、市長が次の各号の<u>一に</u> 該当すると認めるときは、占用者の申請により、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(1) 法第71条第2項各号の<u>一に</u> 該当し、占用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他市長において特別の事由があると認めるとき。</u></p>	<p>(占用料の不還付)</p> <p>第6条 <u>既納の</u> 占用料は、<u>還付しない。</u> ただし、市長が次の各号の<u>いずれかに</u> 該当すると認めるときは、占用者の申請により、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(1) 法第71条第2項各号の<u>いずれかに</u> 該当し、占用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。</u></p>



議案第 号 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

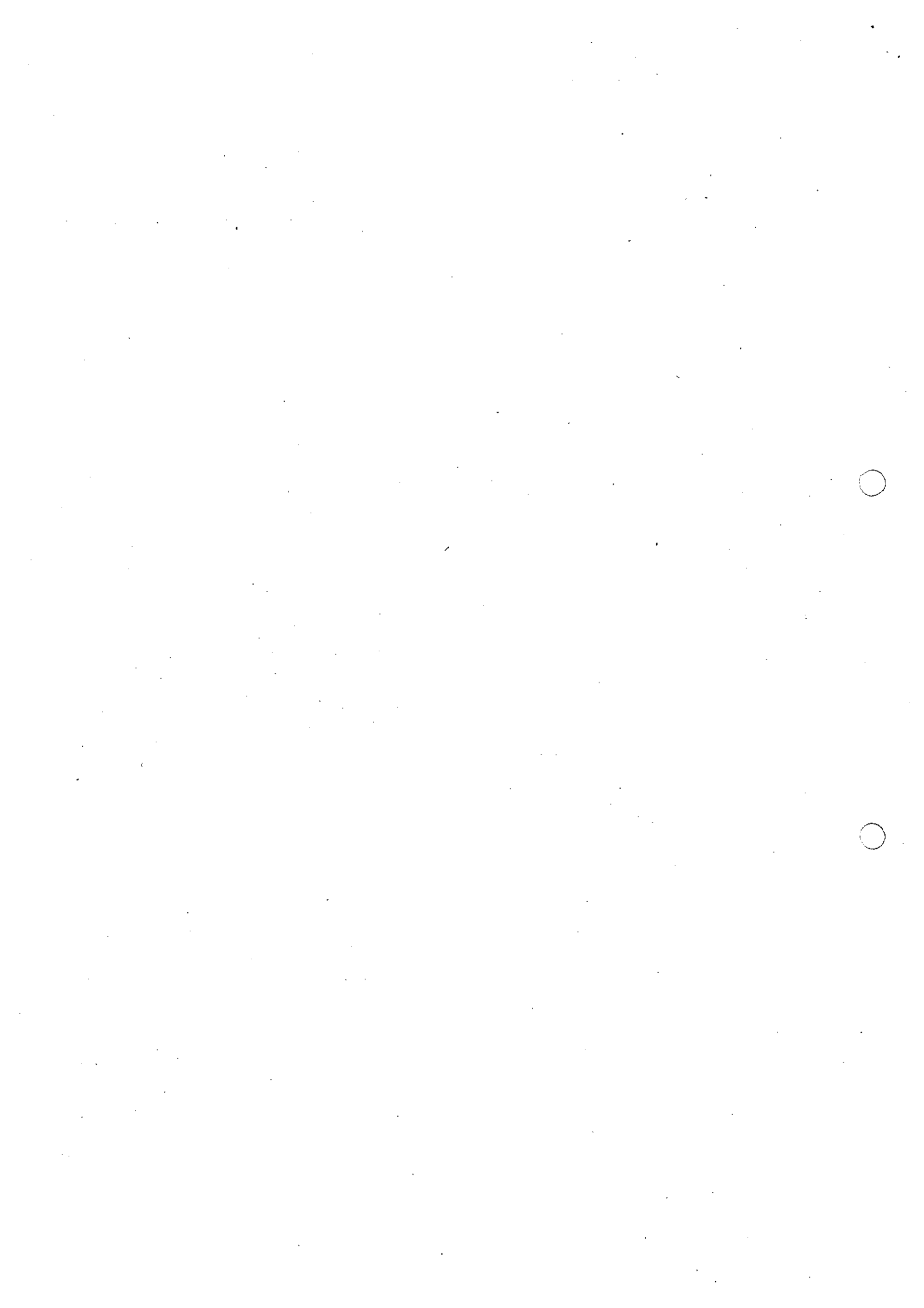
資料1 道路占用料徴収条例の一部改正の概要

1 今回の改正について

- ・道路占用料は、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、三田市及び猪名川町の7市1町で構成される阪神間道路管理者連絡協議会（以下「協議会」という。）において、同一経済圏域にある行政機関として、統一単価を採用している。
- ・道路占用料は、固定資産税評価額を基礎として、3年ごとの評価替えに合わせて改正をしている。
- ・平成24年（2012年）の改正後、平成27年（2015年）改正に向けて協議会において検討を行ったが、占用料単価に大きな変動がなかったことから改正を見送っている。
- ・平成30年（2018年）の改正については、実勢に見合った道路価格として、平成27年（2015年）の固定資産税評価額を採用し、また、国土交通省の平成29年（2017年）改正における使用料率を反映して占用料単価を算定した結果、道路占用料が上がることから協議会として改正を決定し、阪神間各市町同一步調で改正を行う。

2 改正の内容について

- ・占用料全体の値上げ幅については、平成28年（2016年）の占用数量ベースで試算すると、約7.2%の値上げとなる。
- ・道路価格は下落しているが、地価に対する賃料が上がったため、占用物件ごとに増減の差はあるが、占用料全体としては値上げとなった。
（占用物件ごとの増減については資料3のとおり）
- ・商業地域でのアーケード、広告看板等については商業振興施策のため、車輪止め装置については不法駐輪対策のため、単価を据え置いている。
（今回の改正により占用料単価が下がるものは、据え置き対象から外している。）



議案第 号 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 道路占用料の算定について

1 道路占用料の算定

$$\text{道路占用料} = \text{道路価格} \times \text{占用面積} \times \text{使用料率} \times \text{修正率} \times \text{占用期間}$$

※道路価格とは、平均地価格と商業地価格があり、占用実態に合わせた適用を行っています。

※使用料率とは、地価を元に土地の使用料を算出する際に設定される数値で、地価に対する賃料の割合です。(国土交通省が調査した使用料率を採用。)

※修正率とは、上空または地下の占用物件は地上にある占用物件と比較して、道路の通行などに与える影響が小さいことから、占用料を軽減する目的で設定された割合です。(地上物件に修正率はなし)

2 主な改正内容

占用料単価の算出に用いている道路価格及び使用料率、修正率について、次のとおり改正します。

(1) 道路価格

	現行 (H24改正)	改正	改正/現行 (増減率)
平均地価格	90,200円	71,000円	78.7%
商業地価格	218,800円	173,300円	79.2%

※現行 (H24改正) の占用料単価は平成21年度固定資産税評価額、改正の占用料単価は平成27年度固定資産税評価額を基に算出しています。

平均地価格とは、固定資産税評価額を基礎として、宅地・田畑・山林の地目ごとの単価を算出し、道路網密度を加重平均したものです。電柱や郵便ポストといった占用物件が設置場所に偏りがない一般地域の物件に適用します。

商業地価格とは、商業地・近隣商業地の固定資産税評価額を基礎とし、単価を算出したもの。アーケードや広告看板類といった占用物件が主に商業地に占用することが想定された物件に適用します。

(2) 使用料率

	宝塚市		
	現行 平成24年改正	改正 平成30年予定	改正/現行 (増減率)
平均地	3.99%	4.84%	121.3%
商業地	3.36%	3.71%	110.4%

	国	
	現行 平成26年改正	改正 平成29年改正
平均地	3.99%	4.84%
商業地	3.71%	3.71%

(3) 修正率

	宝塚市			
	平成18年改正	現行 平成24年改正	改正 平成30年予定	改正/現行 (増減率)
上空	1/2	4/10	9/20	112.5%
地下	1/2	4/10	9/20	112.5%

	国		
	昭和63年4月 施行	平成8年4月 施行	平成20年4月 施行
上空	1/2	2/3	1/2
地下	1/2	1/3	3/10

※宝塚市では、以前から上空と地下の占用物件が通行に与える影響について、明確な差異が認められないことから上空・地下物件ともに修正率1/2を採用してきました。

しかし、平成24年改正において、使用料率の上昇に伴う占用料単価の増を軽減するため、修正率を4/10としました。

今回の改正では、修正率を1/2に戻して占用料の算定をしましたが、前回改正と同様に使用料率の上昇に伴い占用料単価が急激に増加することから、その軽減措置として上空・地下物件ともに修正率を9/20としています。

議案第 号 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 道路占用料の改正について(増減額、増減率)

法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	区別	単位	改正後	現行	比較		備考			
				単価(円)	単価(円)	金額	割合				
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,644	4,320	+	324	108%			
	電気事業者が電線を添架する電話柱	年額	1本	3,096	2,880	+	216	108%			
	電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2,412	2,232	+	180	108%			
	認定電気通信事業者が電話線その他の線類を添架する電柱又は電話柱	年額	1本	1,608	1,488	+	120	108%			
	その他の柱類	年額	1本	180	180		0	100%	端数処理上同額		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額	1基	4,164	4,356	-	192	96%			
	共架電線その他上空に設ける線類	年額	1メートル	24	24		0	100%	端数処理上同額		
	地下に設ける電線その他の線類	年額	1メートル	24	24		0	100%	端数処理上同額		
	路上に設ける変圧器	年額	1基	1,692	1,764	-	72	96%			
	地下に設ける変圧器	年額	1平方メートル	1,548	1,440	+	108	108%			
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1基	1,548	1,620	-	72	96%			
	広告塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	月額	1基	3,215	3,684	-	469	87%		
		直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	月額	1基	6,430	7,356	-	926	87%		
	送電塔	年額	1平方メートル	3,444	3,600	-	156	96%			
	その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536	624	-	88	86%			
法第32条 第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120	108	+	12	111%		
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156	144	+	12	108%		
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240	216	+	24	111%		
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312	288	+	24	108%		
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	年額	1メートル	468	432	+	36	108%		
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	年額	1メートル	624	576	+	48	108%		
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額	1メートル	1,092	1,008	+	84	108%		
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額	1メートル	1,548	1,440	+	108	108%		
		外径が1.00メートル以上のもの	年額	1メートル	3,096	2,880	+	216	108%		
		架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120	108	+	12	111%	
			外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	年額	1メートル	156	144	+	12	108%	
			外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	240	216	+	24	111%	
			外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	年額	1メートル	312	288	+	24	108%	
			外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	年額	1メートル	468	432	+	36	108%	
			外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	年額	1メートル	624	576	+	48	108%	
外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	年額		1メートル	1,092	1,008	+	84	108%			
外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	年額		1メートル	1,548	1,440	+	108	108%			
外径が1.00メートル以上のもの	年額		1メートル	3,096	2,880	+	216	108%			

占用物件	区別	単位	改正後	現行	比較		備考	
			単価(円)	単価(円)	金額	割合		
マンホールその他これに類するもの 地下埋設管への共同収容ケーブル	年額	1平方メートル	3,444	3,600	-	156	96%	
	年額	1メートル	84	72	+	12	117%	
法第32条第1項第3号に掲げる施設 鉄道、軌道その他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444	3,600	-	156	96%	
法第32条第1項第4号に掲げる施設 アーケード	年額	1平方メートル	168	168	据え置き		商業振興施策のため	
法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下室、地下街その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	129	120	+	9	108%	
	年額	1平方メートル	2,904	2,952	-	48	98%	
法第32条第1項第6号に掲げる施設 道路に接する通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	4,284	4,284	据え置き		日常生活上不可欠のため	
	年額	1平方メートル	2,904	2,952	-	48	98%	
	年額	1平方メートル	2,904	2,952	-	48	98%	
法第32条第1項第6号に掲げる施設 露天、商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	536	624	-	88	86%	
法第32条第1項第7号に掲げる施設 広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積1平方メートル	176	176	据え置き		商業振興施策のため
	その他のもの	月額	表示面積1平方メートル	356	356	据え置き		商業振興施策のため
	電柱等既設占有物件に添架のもの	月額	1枚	242	252	-	10	96%
	電柱等既設占有物件に巻付けのもの	月額	1枚	121	132	-	11	92%
乗合自動車停留所標識	年額	1本	2,244	2,340	-	96	96%	
標柱及び標識類	月額	1本	287	300	-	13	96%	
アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1門	1,206	1,236	-	30	98%
	柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの	月額	1門	2,412	2,460	-	48	98%
	柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの	月額	1門	3,858	3,924	-	66	98%
工事用板囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	月額	1平方メートル	536	624	-	88	86%
	上空占用物件	月額	1平方メートル	242	252	-	10	96%
広告併用街灯	年額	1本	1,044	1,044	据え置き		商業振興施策のため	
車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4,452	4,452	据え置き		不法駐輪対策のため	
その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536	624	-	88	86%	